

[事案 27-214] 減額更新請求

・平成 28 年 6 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

特約更新に際し、定期保険特約の保険金額を減額して更新したいと申し出たところ、保険会社の取扱範囲外であるとの理由で拒否されたことから、申出保険金額での更新を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険の特約更新に際し、定期保険特約の保険金額を 410 万円から 200 万円に減額して更新したいと申し出たところ、保険会社の取扱範囲外であるとの理由で拒否されたが、更新後の定期保険特約の保険金額の取扱範囲について、約款に具体的な記載はなく、事前に説明のない社内規程で運用しているのは不当であるので、申出保険金額での更新をしてほしい。

<保険会社の主張>

更新後の定期保険特約の保険金額について、約款では「会社の定める範囲内で」と規定しており、これを受けて取扱規程において、更新後の定期保険特約の保険金額の取扱範囲は、終身保険金額の 2 分の 1 以上と規定しているため、終身保険の保険金額が約 800 万円の本件契約は、定期保険特約の保険金額を 200 万円に減額することはできないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険金額の減額更新の申出に至るまでの経緯および申出に対する保険会社担当者の対応を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申出保険金額での特約更新は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 契約の定期保険特約の保険金額の減額は、終身保険の保険金額を減額しない限り、前回の更新における減額が最後であったことが認められる。申立人は、生活状況に応じて定期保険特約の保険金額の減額を繰り返しており、こうした申立人の事情については保険会社担当者も認識していたことが認められる。
- (2) このような場合には、担当者は、前回更新時において、定期保険特約の保険金額についてはこれ以上の減額ができない旨の説明を的確に行っておくことが望まれる。